

## 平成27年度京都市保健所運営方針（重点方針）に基づく主な取組状況について

1 「京都市民の健康寿命を延伸し、平均寿命に近づけるため」ため、全庁的な推進体制の下、市民の自主的な健康づくりや介護予防のための環境整備など、「健康長寿のまち」の実現を目指します。

- 平成27年6月に、庁内の関連施策の徹底的な融合によって市民の主体的な健康づくりを推進するため、全庁的な組織として「健康長寿のまち・京都推進本部」を設置し、「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた効果的な仕組みづくりの検討を進めています。
- 平成27年11月に、「健康長寿のまち・京都」の取組に賛同する幅広い市民団体や民間企業等の参画により、「健康長寿のまち・京都市民会議」（準備会）を設置し、オール京都で市民ぐるみの健康づくりを推進する運動を展開しています。
- 平成27年11月に、「第24回市民すこやかフェア」の中で、「健康長寿のまち・京都市民会議」（準備会）の設置とあわせて、「健康長寿のまち・京都」の取組の普及啓発を図るためのキックオフイベントを開催し、多くの市民の皆様に御来場いただきました。
- 平成27年6～7月に「食育に関する意識調査」を実施し、その調査結果を踏まえて、平成27年12月に、平成28年度から5年間を計画期間とする次期食育推進プラン「健康長寿のまち・京都食育推進プラン（仮称）」の策定に係る市民意見の募集を実施しました（平成27年度中に策定）。
- 平成28年1月に、市民しんぶんの折り込み特集において、健康寿命の現状やその原因、対策を示すとともに、「健康長寿のまち・京都」の取組を紹介するなど、市民の主体的な健康づくりを推進するための普及啓発を行いました。
- 平成28年2月に、健康づくりの機運を高めるため、「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた目標としてのキャッチコピーとロゴマークを広く募集します。

2 保健センター等との緊密な連携体制の下、食中毒や、エボラ出血熱及びデング熱への対応等、新たな感染症等の健康危機事案の発生に係る対応力を強化します。

- 平成27年5月から6月に、韓国において中東呼吸器症候群（MERS）の患者が多数発生したことを受け、万一の患者及び疑似症患者の市内での発生に備え、休日夜間を含めて迅速に対応できる体制を整えるとともに、平成27年6月に、「京都市中東呼吸器症候群（MERS）対策連絡会議」を開催するなど、関係機関との連携、情報共有を図りました。
- デング熱、チクングニア熱など、蚊が媒介する感染症患者の市内での発生時に、関係機関が連携して迅速かつ的確に対応できるよう、「京都市デング熱等蚊媒介感染症対応マニュアル」を策定しました。
- 更なる食の安全安心の確保を図るため、「京都市食の安全安心推進審議会」への諮問、答申を踏まえ、平成28年度から5年間を計画期間とする「次期京都市食の安全安心推進計画」の策定に取り組んでいます。

3 「京都動物愛護センター」を拠点として、「京都動物愛護憲章」の普及啓発や、ペットの適正飼養を推進し、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目指します。

- 平成27年5月に開所した、全国初となる都道府県・政令市の共同運営による「京都動物愛護センター」（愛称：動物愛ランド・京都）を拠点として、ボランティアスタッフや関係団体等との連携により、積極的な犬猫等の譲渡や、「犬のしつけ方教室」の開催等による適正飼養のための普及啓発を推進しています。
- 平成27年7月施行（一部10月施行）の「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づく取組を推進するため、様々な媒体を通じた条例の普及啓発や、地域団体等と連携して啓発物品の配布、巡回及び清掃による啓発活動を実施するとともに、「まち猫活動支援制度」の要件緩和や、同制度の要件を満たさないものであっても、野良猫を適切に管理し、避妊去勢等に取り組む活動について、本市に届け出て届出済票の交付を受けられる制度を設けるなど、飼い主をはじめ動物に関わる方のマナー向上に努めています。

- 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」にも飼い主の努力義務として明記したマイクロチップの装着について、市獣医師会との連携により助成制度を開始しています。
- 平成25年9月の動物愛護管理法の大幅な改正や、京都動物愛護センターの開設など、本市の動物愛護行政を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、平成21年度に策定した「京都市動物愛護行動計画」の改定案について、平成27年12月に市民意見の募集を行いました。

4 各分野において予定されている制度改正について、円滑な実施や、市民への的確な周知に努めます。

- 平成27年4月に京都府から権限移譲された医療法に基づく病院の開設等許可業務については、医務衛生課に必要な人員を確保するなど、円滑な事務の執行体制を構築しています。
- 平成27年7月に対象疾患が110疾患から306疾患に拡大された難病患者に係る医療費助成については、実施主体である京都府と連携し、市民しんぶん等での制度周知を図るとともに、問い合わせ及び申請受付に係る窓口業務について、適切に対応しています。
- 京都府の平成27年度新規予算の成立を踏まえ、次の新規事業を開始しています。
  - ア ウイルス性肝炎患者等のフォローアップ事業（平成27年6月～）  
ウイルス性肝炎患者の重症化予防を推進するため、肝炎ウイルス検査の結果、陽性となった方に対し、検査の受診状況等を定期的に尋ねるフォローアップを行うとともに、初回精密検査費用及び定期検査費用に係る助成を実施
  - イ 骨髓ドナー奨励金交付事業（平成27年11月～）  
ドナー登録及び骨髓・未梢血幹細胞の移植を促進するため、公益財団法人日本骨髓バンクが行う、骨髓・未梢血幹細胞提供あっせん事業により骨髓等を提供した方に対し、通院又は入院に要した日数に応じた奨励金を交付

その他、平成27年度京都市保健所運営方針に掲げる主要施策の取組状況については、平成28年度第2回の保健所運営協議会において評価いただく予定です。